双葉地方水道企業団告示第７号

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づき、令和８年度定期監査を実施したので、同条第９項及び双葉地方水道企業団監査委員条例第９条の規定に基づき、その結果を公表する。

令和８年１０月２９日

双葉地方水道企業団　監査委員　坂本 和久

双葉地方水道企業団　監査委員　磐城　　恭

双葉地方水道企業団監査委員之印

定期監査結果報告書

1．監査の期日

令和８年 10 月 26 日(月)

2．監査の実施場所

双葉地方水道企業団　管理本館 1 階会議室ほか

3．監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施する定期監査

4．監査の対象

（1）対象事業

水道事業及び工業用水道事業

（2）対象期間

令和８年４月１日から令和８年９月 30 日まで

（3）対象事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

5．監査の実施方法

事務的監査においては、提出された監査資料に基づき関係職員から説明を聴取した。また、工事等監査においては、主な施工現場においてその概要説明を聴取し進捗状況等を確認した。

6．監査の結果

財務に関する事務等は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されていると認められた。

現地視察においては、老朽管の更新工事や産業団地整備に伴う水道管整備事業実施箇所の事業の進捗等について確認をし、適切に執行されていると認められた。

来年度より料金改定を予定していることから、料金改定実施までの期間については水道使用者への丁寧な説明及び広報活動をするよう努めていただきたい。

最後に今後も地方公務員として常に緊張感をもって業務に携わるよう要望します。